

第 212 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 212 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 3 月 23 日（金）14:30～16:05

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 政府所有米穀の販売等業務（農林水産省）

2. 国有林の間伐事業について

- 四国森林管理局における入札結果等について（林野庁）

3. 発注者支援業務等について

- 道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等に係る入札単位等について（国土交通省）
- 港湾、空港における発注者支援業務に係る入札単位等について（国土交通省）

4. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、加藤専門委員

（農林水産省）

生産局農産部貿易業務課 岩濱課長、飯島調整官、西村課長補佐、佐久間企画官、
検指導官

（林野庁）

国有林野部業務課 川端課長、鶴園企画官、尾山企画官

（国土交通省）

<道路、河川・ダム>

大臣官房技術調査課建設システム管理企画室 勢田室長、浅古課長補佐
土地・建設産業局地価調査課公共用地室 森田室長、遠藤用地企画官、
武田用地調整官

<港湾、空港>

港湾局技術企画課 大脇課長、魚谷品質確保企画官
〃 建設企画室 奥田室長

（事務局）

栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 212 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、農林水産省の政府所有米穀の販売等業務の実施要項案の審議と、林野庁の国有林の間伐事業、国土交通省の発注者支援業務等についての審議を行います。

初めに、政府所有米穀の販売等業務の実施要項案の審議を行いたいと思います。本日は、農林水産省生産局農産部貿易業務課、岩濱課長に御出席いただいておりますので、平成 23 年度開始事業の実施状況等を踏まえた実施要項案の内容について、御説明をお願いしたいと思います。御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○岩濱課長（生産局農産部貿易業務課） ありがとうございます、岩濱でございます。今日は、私から冒頭少し話をさせていただきまして、その後、担当から細かく御説明させていただきたいと思っております。

私ども平成 23 年度から公共サービス改革法に基づきまして、民間競争入札のスキームで本委員会で御審議いただいた業務でございます。おかげさまで平成 23 年度の政府所有米穀の販売等業務の委託契約について、昨年 8 月 1 日に 3 者の受託事業体と契約を締結させていただきました。御指導いただきまして、本当にありがとうございます。

今日は、御審議いただく平成 24 年度の受託業務について、まず最初に簡単に御説明させていただきますと思います。

平成 23 年度の業務の実施状況につきまして、当該年度の私どもの国内産米の買入れ、及び外国産米の輸入という業務は、実際に米穀を保有することになったのが今年の 1 月中旬ぐらいから始まりました。業務を請け負った受託事業体が政府保有米穀の保管管理を始めたのが、そういう意味では 1 月中旬から 1 月下旬にかけて始まったところでございます。従いまして、平成 23 年度の業務の実施状況の中から課題を見つけて、平成 24 年度に反映していくということは、実施状況からかんがみて、まだなかなかできないような状況でございます。

一方で、いろいろ別にやらなければいけないことがありまして、幾つか平成 24 年度に向けて変えたこともございますので、それを簡単に御説明させていただきます。

東日本大震災の発生時に皆さん御経験になったかと思いますが、スーパーで米がなくなるとか品薄状態が発生したということを踏まえまして、政府備蓄米の保管形態の中で、精米で保管するという備蓄を試験的に導入いたしております。

また、政府保有米穀を米菓とかそういうものに加工する場合に、米を粉砕する業務をやっておりました。いわゆる変形加工という業務でございますが、その部分については米トレサビリティ法等の施行もありましたので、この 4 月からそういう業務を廃止いたします。そういうことも変更点として挙げております。

また、入札参加資格要件について、より定量的な基準を設けるということで、明確化するための見直しを行っております。

以上、平成 24 年の業務に向けて少し変えた部分もございます。詳しくはこれから担当に御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○検指導官（生産局農産部貿易業務課） 検と言います。よろしくお願いいたします。

本日は、お手元に資料A－3として平成 23 年度の受託事業体の選定結果と変更点のポイントという資料を御用意させていただいております。この資料に沿いまして御説明させていただきます。

初めに、平成 23 年度の受託事業体の選定結果について御説明させていただきます。

入札参加者数につきましては 6 者、うち共同企業体が 1 者となっております。

入札に参加された方の業種でございますが、総合商社や米穀販売業者、物流業者の方でございます。

政府保有米穀の販売等業務につきましては、平成 22 年 10 月から民間事業者へ委託しているところでございますが、平成 22 年度は公共サービスのスキームで契約したものではありませんが、入札参加者数は 13 者ございました。参加者数は 13 者から 6 者に減っておりますが、この理由といたしましては、平成 23 年度の入札書類の提出時期におきまして、平成 22 年度に参加された方のうち 4 者が指名停止を受けている期間中という状況がございましたので、その方たちが参加を見合わせる事となったことによるものだと考えております。

次に、選定数でございますが、3 者を選定させていただいております。これは政府が所有する物品でございますので、独占状態を回避するという観点から、複数の受託事業体を選定する必要があると考えておりまして、特別会計に関する法律施行令第 19 条第 4 項に基づきまして、複数落札制度によりまして実施させていただいております。

平成 23 年度の受託事業体は住友商事株式会社、日通グループ。この日通グループは日通商事株式会社と日本通運株式会社の共同企業体でございます。それと、三菱商事株式会社の 3 者でございます。取り扱う外国産米穀の予定数量は、それぞれ 20 万トンということになっております。

ちなみに、この 3 者につきましては平成 22 年度の契約と同じ 3 者となっております。

続きまして、平成 24 年度の実施要項案の変更点について御説明させていただきます。

受託事業体が行います業務の変更点といたしましては、備蓄用精米加工事業の実施と変形加工業務の廃止でございます。備蓄用精米加工業務につきましては、東日本大震災の際に被災地から応急用食料として精米供給の要請があったことや、先ほど課長から御説明させていただきましたように、首都圏のスーパー等で一時的に品薄状態が発生したという教訓を踏まえまして、政府備蓄米について災害発生時に被災地や大消費地に速やかにお米が供給できるように、精米での備蓄を試験的に導入して実施することとしております。

政府備蓄米の国内産米は今まで玄米で備蓄しておりますので、災害等の際に迅速に対応することができないということで、精米で対応できるように実施するというものでございます。

変形加工業務の廃止につきましては、昭和 45 年以来、米の流通の適正を確保するためにせんべいや団子など加工原材料用に販売する場合に米穀を粉碎しておりましたが、米穀

の流通開始について食糧法の改正ですとか、米穀の出荷販売事業者の遵守事項省令の制定、米トレーサビリティー法の制定等の法整備を行った上で、米を監視する業務を専門に行う職員を配置いたしまして、監視体制を整備したという状況を踏まえまして、平成 24 年度から廃止することとしております。

続きまして、入札参加資格要件の見直しでございます。2 点ございます。まず、1 点目でございますが、実施要項案の 4 ページになりますが、販売実績の要件につきまして、年間 4,000 t 以上ということを明記させていただきました。昨年 23 年度は米穀の販売実績及び全国における需要に応じた政府所有米穀を販売する拠点、または販売網を有することとして、具体的な実績の数量要件みたいなものは設定しておりませんでした。入札に参加しようとする者からの問い合わせが多かったことや、受託事業体が行う販売業務は第三者への委託を禁止している事項でございまして、本業務の中核的な業務という位置づけでございまして、業務の質を確保する観点からも年間 4,000 t 以上ということで明確化させていただきました。

この 4,000 t の基準でございますが、平成 16 年度まで米の卸売業者に数量要件がございまして、その要件が 4,000 t という水準でございます。当時で 4,000 t の水準ですと 360 業者ぐらいおりました。その水準を設定させていただいたところでございます。

2 点目につきましては、コンプライアンス体制の構築と情報管理システム整備の要件につきまして、本業務の実績報告及び情報の提供について電子媒体により実施することができる情報管理システムと明記させていただきました。平成 23 年度は単に情報管理システムとだけ記載させていただきましたが、事務局から御指摘いただきまして見直しをさせていただくことといたしました。

続きまして、受託事業体の業務内容に変更はございませんが、実施要項第 10 の公共サービス改革法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項と、別添 2 に添付しております従来の実施状況に関する情報の開示におきまして変更させていただいておりますので、その箇所について御説明させていただきます。

実施要項案の 16～17 ページにかけてでございますが、評価の時期とそのための資料の提出時期を事務局からの御指示により明記させていただきました。

別添 2 の従来の実施状況に関する情報の開示につきましては、74 ページ以降でございますが、年度の更新に伴います指標の変更、農林水産省は昨年 9 月 1 日に組織再編をしております。昨年度は総合食料局で実施させていただきましたが、生産局に組織変更がございましたので、生産局と変更させていただいております。これらの変更を行っているところでございます。

最後に、平成 24 年 3 月 2 日から 16 日の 15 日間にかけて、パブリックコメントを実施したところでございますが、質問や意見の提出はございませんでした。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項案について御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 よろしいですか。今回新たに備蓄用精米加工事業というのが実施されることになるわけですが、これは試験的に導入するために実施するということなんですが、試験的という意味は、恒久的ということではなくて臨時的にやるという意味合いなんでしょうか。つまり、時限を限ってとか。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課） さようございます。これは先ほど申し上げましたように、東日本大震災の経験を踏まえ、基本的には玄米が保管期間、品質の保持というのはいいわけでございます。ですから、従来までは玄米での保管ということにしておりました。ただ、震災時は、すぐに食べられる精米を供給してもらえないかというお話があって、玄米だと一度、精米工場に持って行って、それを精米してから被災地なりに届けるということをしておりました。今回、精米で保管することによってそういうニーズにすぐ応えられるという体制をとれるかどうか、いわゆる品質がどれだけでもつか今まで我々は経験しておりません。ですから、今年1年かけてそこはやって、その結果を踏まえて今後も継続するかどうかを判断するということでございます。

○逢見副主査 それと、そのための精米形態で保管する米穀の数量というのは既に決まっているんですか。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課） 今の計画でいきますと 500 t を対象とするというふうに我々として考えています。

○逢見副主査 それはどこかに書いてありますか。書いていないとすると、入札説明会か何かのときにその数字は明らかにするということですね。わかりました。

それともう一点、それに当たって精米の工場を保有するというのが要件になっていますね。保有するというのは、自社のものとして工場を持っていなければいけないということですか。

○検指導官（生産局農産部貿易業務課） 自社の保有でも構いませんし、委託してその者が使えるということでも構いません。

○逢見副主査 わかりました、結構です。

○加藤専門委員 今の委託しても構わないということは、説明会等で明確に御説明なさるという理解でよろしいですか。

○検指導官（生産局農産部貿易業務課） はい。委託しても構わないということを説明会でも説明いたします。

○加藤専門委員 2点ありまして、先ほど入札参加者数の御説明の中で、平成 23 年度は入札参加者数は 6 者だった。その前の年度は 13 者、たしか 13 者中 4 者が指名停止期間中で実質 9 者だったという御説明でしたね。9 者から 6 者に減っているという事実があるわけで、平成 24 年度は更に減ってしまうという懸念がないと言ったらうそになると思うんですけれども、実質 9 者から 6 者に減った要因分析というのはどのようにされたのでしょ

うか。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課）　そこは、私どもは一般競争入札でしておりますから、特段、何で今年は出なかったのかというような分析はしておりませんが、逆に言うと、初年度に業務を請け負った者がどのような業務をやっているかというのは内々確認しておられると我々は想定しています。それからすると、それに手を挙げて大丈夫かどうかを判断されたのではないかと考えています。この業務は、非常に広域かつ大量のお米を管理するわけでございまして、そういう意味では自社の判断としてそのようなことになったのではないかと分析しております。

○加藤専門委員　特に特殊事情みたいなものはないという理解でよろしいですね。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課）　ございません。

○加藤専門委員　わかりました。

もう一点が、販売実績の基準値が年間 4,000 t 以上ということが実施要項に書かれていますが、括弧書きで直近年または直近 3 か年平均ということで、この期間で何か特別な要因によって販売実績が大きくぶれる、下ぶれか上ぶれかは別にして、そういうものがあつた場合には、それを排除した形での平均値を計算されているのか、特にそういう特殊な要因はなかったということで単純に平均値をとっておられるのか、その辺はどうでしょうか。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課）　今検討しておりますのは、特段、特殊な要因を排除するというようなことは考えてございません。極力競争原理が働くようにすることからすると、4,000 t といったときに直近年だけをとりまえていくと、極論でございしますが、その年は 3,990 t だったと。それではだめですねということではなく、より幅広く参加していただくという観点からすると、3 か年である程度数量はクリアーしているということでも構わないではないかということで、そういう文言で整理しているということでございます。

○加藤専門委員　趣旨は理解しました。書き方だけの、言葉じりだけですけれども「（直近年又は直近 3 か年平均）以上」と。何かピンと来なかったんですけれども、直近年またはということは一体どういう数字なんだろうかと考え込んでしまうんですけれども、どう理解すればよろしいでしょうか。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課）　そこは私どもの表現の仕方はふだんそのようにやっているので、一般的に読みづらいという御指摘につきましては修正させていただきます。要は、直近年というのはすぐ前の年、前の年から過去 3 か年にさかのぼってということ、先生は十分御理解されておった上で、表現をもっと一般的にわかりやすい平易な表現にした方がいいのではないかと御指摘だと理解しますけれども。

○加藤専門委員　それで結構です。

○小林副主査　直近年というのは前年度という意味であって、直近年ではない場合は直近年 3 か年の平均だから。

○加藤専門委員　一体どっちの年度をとればいいんだと誤解をしやすいかなという懸念

だけですけれども。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課） 直近年で 4,000 t クリアーしたら当然 OK ですし、先生は十分理解していただいていると思うんですけれども、そこでたまたま 3,990 t だったのでだめかというところが、過去 3 か年でいくと、ある程度 4,000 t をクリアーしている、どちらかでクリアーしておればいいという趣旨でございますので、そこは御指摘を踏まえてどういう直しがわかりやすいかというのはありますけれども、検討させていただきます。

○加藤専門委員 こういうのはあうんの呼吸でわかるかと思うんですけれども、説明会で説明していただくとか、そういうことで。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課） そういう勘違いがあっては当然いけませんので、説明会では、その説明は必ずさせていただきます。

○小林副主査 先ほどの応札者のことなんですけれども、6 者になって 3 者が選定されたということなんです、前のときと同じ業者さんではないですか。それというのは、この 3 者がこの業務については格段にすぐれているということなのか、競争の結果としてそうなっているわけだからあれですが、競争性が働くかという観点なんです。9 者から 6 者になってということなんですけれども、競争性がもうちょっと働くような工夫というのは何かお考えがあればお聞かせいただきたいんです。

つまり今回も 3 者がとりましたということになると、その 3 者にノウハウが蓄積されてくることにもなりますよね。そうすると、ますますその 3 者というのが、ほかの応札者よりも有利な応札条件になってくると考えられなくはないわけですよ。だから、その点については今後、競争性がもうちょっと働くような工夫なり何なりというのをする必要がありますのではないかという観点なんですけれども。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課） その点は、御指摘のとおり一般競争ですから、仕様書をごらんいただいてもおわかりかと存じますけれども、決して無理なことを委託しようとは考えていないということが 1 つ。それから、米の取扱いをされている方であれば、どなたでも参加していただけますよと。

もう一つあるのは、従来から国が管理している段階で使ったシステムはお貸ししますよと。我々が申し上げているようなシステムを独自で開発しなさいと決めつけてしまうと、もう既に落札して受託事業体になった人たちは確立されているわけですから、そこが優位性を持ってしまう。ただ、我々はそういうことは決して言わずに、弊省のシステムをお使いいただいたら結構なんですということによって、保管であるとか運送は再委託することは可能なわけですから、一番問題になるのは業務をやるときの投資の部分がどうか。初期投資を既に済ませたところが非常に優位性があるというようなことを排除するために、我々が構築しているシステムを落札者であればどなたが使ってもいいですということによって、応札しやすいような環境は既につくっているということで理解しております。

○小林副主査 わかるんですけれども、多分、同じ業務を繰り返しやることによって、業

者さんは必ず業務プロセスについて知識を蓄えると思うんですね。だから、そういう意味で競争性を確保するという工夫をしていただきたいというのが要望なんです。つまり、前は9者あって6者になりました。パブコメもなかったじゃないですか。だから、応答がなかったのも、そういう意味でどうやったらいろいろな方に入札に参加していただけるかという工夫をする必要が、今後やっていくに当たってはあのではないかとということで、今回の結果もまた受けまして、その点は留意されてほしいということです。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課） 承りました。

1つだけ御教示願いたいのは、決して今後そういう文言を挿入するという予定はございませんが、3年間継続して同一の者が受託事業体になってはいけないというような排除するようなことは趣旨と全然逆になりますね。そういう理解でいいんですねということです。

○小林副主査 そういうことではなくて、やはり質が保たれなければいけませんから、この3者がすぐれているということであれば、それはそれでいいんですけども、競争性が確保されないと効率的で質がいいという担保がこの意図なので、そういう意味で前に参加しなかったところについては、どういう理由で参加しなかったんですかみたいなことを聞いていただいても参考情報になるでしょうしというような意味でございます。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課） 愚問を申し上げまして申し訳ございませんでした。そういうフォローアップさせていただきます。

○小林副主査 よろしいですか。

それでは、この政府所有米穀の販売等業務の実施要項案についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認することはありますか。

○事務局 先ほどの米穀の販売実績の書き方について、これは年間4,000tということで直近または3か年ということですけども、先ほど先生からも入札説明会で説明するなりということがございましたが、修正するのではなくて、例えば入札説明会でほかのことも詳しく農水省さんが説明されると思うんですけども、そのときに併せて誤解がないように説明するということではどうでしょうか。

○加藤専門委員 私はそれでいいと思います。趣旨が明確に伝われば。変えられるものなら変えてもらった方が勿論いいと思うんですけども。

○小林副主査 何て変えればいいですか。

○加藤専門委員 ストレートに言ったらどうかなとは思うんですけども、どうなんでしょうか。

○小林副主査 ストレートというのは。

○加藤専門委員 一番いわんとすることは、直近年の数値をとるか、もしくは直近3か年の平均値をとるか、個別事情に応じて臨機応変に対応しますということをおっしゃりたいわけですね。であれば、その趣旨がもうちょっと伝わるような文言に変えられるのだったら変えた方がいいかなと。ただ、こういう文章にするときには、こういうものなんです

ということであれば、説明会で説明なさるということでもいいかなと。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課） 役所的な書きぶりになっているという意識は余りありませんで、そういう意味では、できれば入札説明会のときに、確実にその点を申し上げるということで御理解賜ればとお願いいたします。

○加藤専門委員 私はもうそれで結構です。

○小林副主査 その点だけですかね。では、入札説明会のときにその点は十分に。

○事務局 では、農水省さんには確実にお願いします。

○西村課長補佐（生産局農産部貿易業務課） はい。

○小林副主査 それでは、今の点は説明会のときに理解していただくようお願いいたします。

それでは、本実施要項案につきましては、本日をもって小委員会での審議をおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項案の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。先生方よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項案の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理していただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。

農林水産省におかれましては、本実施要項案に沿いまして適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

（農林水産省 退室）

（林野庁 入室）

○小林副主査 続きまして、国有林の間伐事業について林野庁のヒアリングを行いたいと思います。

平成 23 年度から開始する国有林の間伐事業につきましては、昨年 1 月の入札監理小委員会で議決した実施要項に基づき、各森林管理局において計 10 か所の民間競争入札を実施した結果、四国森林管理局において落札者が決定しなかったということですので、林野庁よりその経緯等について御報告いただくことになっております。

本日は、林野庁国有林野部業務課、川端課長に御出席いただいておりますので、民間競争入札の経緯と今後の対応について 10 分程度で御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○川端課長（国有林野部業務課） 川端でございます。よろしくお願いいたします。

今、お話がございましたが、私ども国有林として初めて導入することとなりました民間

競争入札による間伐事業につきましては、本委員会の御審議を踏まえながら平成 23 年度全国 10 か所に導入することとし、各森林管理局ともその実現に向け鋭意取り組んできたところでございます。

前回 1 月 20 日の本委員会におきまして、予定 10 か所のうち 9 か所では契約を締結し事業を開始したことを御報告させていただきまして、残る 1 か所についても契約締結を期すということで説明させていただいたところでございます。しかしながら、この 1 か所、四国森林管理局の案件でございますけれども、その後、鋭意取り組んだわけでございますが、残念ながらどうしても契約締結にまでは持ち込めずという状況になったところでございます。これにつきましては、委員の皆様方からいろいろと御指導いただきながら進めてきた中で、誠に遺憾と考えているところでございます。

私どもの取り組んでおります民間競争入札につきましては、全国の多くの民間事業者の方々から、複数年契約で事業規模も大きく、経営基盤の安定等につながるという評価を得ているところでございまして、なぜ四国のみ不調になったのかということは、私どももしっかりとこの間の経過、要因等を分析しまして、今後の対応を検討していかなければならないと考えているところでございます。

こういったことが平成 25 年度以降の実施に当たっても、その課題をしっかりと克服しながら進めていくといったことにつながるものと考えているところでございます。今回の結果につきましては、これから経過、要因等私どもの考えているところをお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、この結果をしっかりと受け止めて今後に生かしていくことが大事だと考えておりまして、今日は今後の対応もあわせて御説明させていただきます。よろしく御審議方お願いいたします。

○尾山企画官（国有林野部業務課） 担当の尾山と申します。説明させていただきます。

お手元には「四国森林管理局における民間競争入札の入札結果等について」という資料を御用意させていただいておりますので、御確認ください。

まず、課長のあいさつの中にもありましたように、平成 23 年度の民間競争入札による国有林の間伐事業につきましては、10 か所中 9 か所において契約を締結しましたが、四国森林管理局の 1 か所については契約に至りませんでした。

別紙 1 に経緯を整理したとおり、4 月に公告し、5 月に現地説明、その後企画提案、審査等のプロセスを経て 9 月に入札としましたが、再入札をもっても不落となりました。このため、再度の公告・入札も行いましたが、これも不落でした。その後、不落に伴う随意契約による契約の締結に向け協議を行いました、これも不調という結果に終わりました。

次に、不調となった要因についてですが、入札に参加された 2 事業者、不落に伴う随意契約に向け協議した 3 事業者から聴取した意見を別紙 2 にまとめています。これらの意見などを総合すると、次のようなところが要因と考えられます。

各森林管理局は、民間競争入札で行う間伐事業にふさわしい箇所として、森林計画区の残期間が十分あること、相当の事業ロットをまとめることができる箇所の選定に努めてま

いりましたが、四国森林管理局は他局に比べ国有林面積が少なく、当該年度においては有効な残期間を有する森林計画数が少ないこともあり、箇所を選択に余地がない中で、結果として作業条件が厳しい部分を含む箇所が対象とならざるを得ませんでした。

このため民間事業者は、この事業のメリット、例えば、複数年にわたる事業量が確保され、経営基盤、雇用の安定などにつながる等の魅力は十分認識しつつも、作業条件の厳しい部分の実施には時間・労力等を要し、企業努力を発揮しづらいところがある。事業量が大きいこともあって、民有利も含め他の作業条件のよい単年度の事業の受注が難しくなるといったリスクや不安を抱いたのではないかと考えられます。つまり、対象箇所に作業条件が厳しい部分を含んでしまったことが、不調の要因の一つと考えられます。そして、この作業条件の厳しい部分を含んでいることが、民間事業者に応札を躊躇させ、競争性を低下させ、また、応札価格にも影響を及ぼした。加えて、初めての事業であり、企画提案書の作成や他の事務手続などを勘案して、公告から入札までの期間を長くとり入札時期を9月としましたが、各民間事業者はそれまでの間に、本年度分の間伐事業などを一定確保しており、この事業に対する受注意欲が低下していたこともあると考えられます。このように、競争性が十分に発揮されなかったことが、不調の要因のもう一つであったと考えております。

今後の対策についてですが、今回契約に至らなかった箇所については、森林整備を着実に進める観点から、手遅れにならぬよう早期に間伐を完了させることが必要です。このため、単年度での事業完了が可能となる区域、事業内容等を見直した上で、平成24年度以降できるだけ早期の競争入札による発注に努め、平成25年度末までの森林計画期間内での間伐の完了を期す考えです。

一方、今後の民間競争入札の実施に向けては、四国森林管理局を含め各局とも確実に成立させていくため、引き続き本事業に適した箇所を選定する、競争性を確保する観点から、遅くとも夏までには初回の入札を行う、民間競争入札を導入する地域の民間事業者の実態を踏まえつつ、競争参加資格の等級区分の取扱いについて工夫する、民間事業者の森林作業道作設技術等の向上に向けて、オペレーター研修や現地検討会への参加を促すなどの対応を講じる考えでございます。

特に四国森林管理局においては、平成25年度の確実な導入を期すため、今申し上げた対応に加え、人工林が多くまとまり、また民間事業者も多く活動する四万十森林計画区内での箇所の選定が可能となることを踏まえ、本事業に適し、民間事業者にとっても魅力と映る箇所を厳選する、また、地域の民間事業者の実態を勘案し、選択した箇所の林相等も勘案し、より多くの民間事業者に受け入れやすい事業量等を設定する、多数の応札があった局のPRの仕方も参考にして、本事業の内容やメリットについて、あらゆる機会をとらえて広くPRする等の対応も講じる考えでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林副主査　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 四国の愛媛の件について不落だったということで、その分析が行われておりますが、そのうち一部については既に、例えば、初回の入札の時期を早めるとかそういうのは既にこういった経験から対応が済んでいると思うんですが、面積が狭いという中で選定するので、どうしても作業条件が厳しい部分を含む箇所が入ってしまったと。そのことが民間事業者がコストとして高く見ざるを得なかったので不落になったということ。そうすると、今後はそういう作業条件が厳しい部分はできるだけ外そうというのが趣旨と考えてよろしいですか。

○鶴園企画官（国有林野部業務課） そのように考えております。平成 25 年度には、四国局の中で最も多く人工林が集まる四万十森林計画区が選定の対象に入ってきます。人工林も多くございますし、そこでは幾つか候補地が出てきて、その中で一番良いところを選びたいと考えています。つまり、条件が悪いところは外していくということを検討したいと思いますし、また、その地域は民間事業体も多いのですが、そのエリアの中でも複数の応札が期待できるような箇所を厳選して確実に成立を図っていきたいと考えております。

○逢見副主査 愛媛も間伐はやらなければいけないわけですね。それは民間競争入札の仕組みをとらずに間伐作業を行うことになるということですか。

○鶴園企画官（国有林野部業務課） 今回は、私どもも再生プランのもとで、民有林に対して、ロットまとめて集約化すると、合理的な路網の線形がとれて、間伐事業の生産性も上がることを示したいということで、面積を大きくとり、事業量も多くとりましたが、やはり自然のことですので、面積を広くとりますと一部には条件の厳しい部分も入ったということです。この箇所はこういう結果になりましたが、今後の取扱いについては、1 年で処理できるような事業量の幾つかの物件に分けて発注していきたいと考えています。そういうやり方をしますと、もちはもち屋ではございませんが、条件が悪いところにもたけた民間事業者がいるわけです。傾斜の急なところは架線集材になりますが、そのような作業が得意な民間事業者がおりますので、それぞれの物件に応札してくるだろうことを期待しまして、期間内に間伐を完了させたいと思っていますところでございます。

○小林副主査 それに関連して、最初の A 社のときに 3 % 上回ったと聞いたんですよ。今伺っている林相、非常に難しいところが組み込まれていたもので、そこはもっとこうしなければいけないのでコストが高くなるというような積算をされた結果として 3 % 高くなったのかなと思うんですけども、その辺の予定価格というか、つくり込みというのはどうなのでしょう。容易なところは単価的には安くできるけれども、業者によっても得意分野があつていろいろだとは思いますが、その辺お伺いしたいと思います。

○鶴園企画官（国有林野部業務課） この箇所は部分的に条件が厳しいところがございますので、その部分は予定価格の積算で見込んでおります。通常、私どもは、一番標準的な作業システム、どういう機械を使って、どういう人員配置で間伐を行っていくか、そのときに、どういうふうに路網を配置していったらいいかというのを想定しまして予定価格を組

んでいきます。一部傾斜の急な箇所ですとか岩石地があった場合には土工量が増えますし、開設するのに時間がかかるというところは見込んで積算しております。ただ、民間事業者から見れば、それぞれ持っている装備が違いますので、難しいなと感じるところもあったのかなと思います。予定価格は現地を反映させているのですが、今回は 2.5% ぐらいでしょうか、あとわずかでした。もう少し競争性が働いていれば、恐らく落札したのではないかと感じているところではあります。

○川端課長（国有林野部業務課） 私どもが行う入札に対して、民間事業者は、この価格でいくぞと応札しますが、やはりその中には利益率を見込んでいると思うのです。そのときに条件の厳しいところは、私どもも一定のかかり増し経費は見込むのですけれども、やはり民間事業者の立場からすると、ほかのところで利益率を稼ぐ部分を見込んでいます。ただ、今回の箇所は、こうした稼ぐ部分でカバーしにくいといったところで敬遠した部分があったのかなと思います。

ただ、そこまで予定価格に反映させるというのは、なかなかできないわけでございまして、地形・地質といったものに依拠して算定しますので、競争入札になりますと、若干のずれが生じ、1 回目の入札では、その差が残りわずかだったのかなという感じはしております。

○加藤専門委員 おっしゃっている趣旨はよく理解しているつもりなんですけれども、現実的に間違いなく次回は大丈夫だというような絵が描けるかというと、どうなのでしょう。結局、ポイントは価格だと思うんです。極端に言ったら、利益は本当に薄くても、仕事をした方がしないよりはるかに固定費回収できますからということで、こういう御時世ですので、特別な事情がない限りは入札に参加すると思うんです、普通に考えれば。何か本当に特別な事情があって、どうしてもちょっとというのがないのかなという懸念を依然として私は持っているんです。例えば、途中で中断せざるを得ないような突発事項が起きた場合の取扱いとか、以前たしか、こういう場合には中断せざるを得ないんですよというのがあったかと記憶しているんですけれども、そういう事情があって中断せざるを得ない場合の取扱いの仕方とか、経費はどうやって清算するのかということも心配している業者さんはいらっしゃるのではないかと、この紙に書かれている中に本音の理由があるのではないかと懸念を私は持っているんですけれども、現実的にどうでしょうか。

○鶴園企画官（国有林野部業務課） まず、中断するようなケースが出てきた場合ですけども、これにつきましては、契約書の条項の中で通常、甲乙協議して対応するものとしておりますので、そこは不安はないと思います。ただ、今回の不落の要因については、先ほどの説明の外にも考えられるところがあります。1 つは事業量の設定です。少し高い水準だったのかなと。もう少し余裕を持たせたような設定にしておきますと、この余裕の部分で利益率の高いような民有林の事業を一部受注するといったようなことも可能になるでしょう。また、少し余裕がありますので、事業を締めるため通常仕事が少ない 3 月や、まだ発注が始まっていない 4 月、5 月には、この事業が使えることになり、それにより、経

営の安定性が維持されます。ですから、もう少し地域の事業体の技術水準や処理能力を勘案して事業量の設定を少し工夫したら、もっとよくなるのかなという気がしております。

○加藤専門委員 2つありまして、まずは事業量等の設定ということで、ここにも書かれていますけれども、現時点で具体的にイメージはおありなんでしょうか。

○鶴園企画官（国有林野部業務課） これは、具体の箇所を設定してからになりますけれども、今回は9,000立方メートルという大きさでした。これは結構大きいです。単純に3年で割ったときに年間3,000立方メートルということですが、大雑把に計算してみますと四国の生産性が1人一日3立方メートルぐらいでしょうか、例えば、5人セットで月20日働いて1年間でどれくらい生産できるかというかけ算をやっていると、年間で3,000立方メートルぐらいになりますので余裕がない状態だったのかなと思います。例えば7,000立方メートルとかそれぐらいでしょうか。

○川端課長（国有林野部業務課） 単年度2,000立方メートルとか2,500立方メートルとして少し余裕を持たせておくとかよかったのかなという趣旨ですが、最初の年でもあり、先ほど申し上げましたように、ボリュームなり生産性を高めていくということを目指していましたので、四国局愛媛署の事業のこれまでの標準的なものと比べると若干ギリギリのところを設定していて、まだそこが対応し切れていなかったのかなという感じはあります。

事業体の能力なり生産性を向上していくことによって徐々に処理能力が増えていくわけですが、ほかには時期的なものなどの要因もありますが、ボリュームからすると、最初の設定で検討の余地が少しあったのかなというのが私どもの印象です。

○加藤専門委員 素人的な発想なんですけれども、今、年間3,000という数字が出ましたが、それを2,500ないしは2,000ぐらいに事業量等を設定すると、それはよくわかります。ただ、岩石地がほかの地域よりも多いとか、あるいは中断せざるを得ないという要因もほかの地域に比べたら可能性は高いとか、あるいはそもそも事業体の数が他の地域と比べると比較的少ないとか、いろいろな要因が相まって、本当に次回の実現可能性を高く考えることはできるのでしょうかという観点で大変心配ではあるんですけれども。

○川端課長（国有林野部業務課） 先ほど来、御説明していますけれども、愛媛県は若干、面的な国有林のまとまりが少なく、箇所設定に選択の余地がない状況でしたが、ほかの地域では、まとまりのあるところは間違いなくできると思っています。ただ、一巡して、また愛媛県で設定することになれば、量的な点は工夫していかなければいけないのかなと思います。高知県になると愛媛県のボリュームよりも少し上のボリュームができるので、多分年間3,000立方メートルぐらいであれば可能かなと思っています。ただ、四国局では、愛媛県や香川県などの国有林のまとまりが少ないところでは、ボリュームとまとまりを重視しすぎると、今回のようにいろいろなところが含まれてしまう。このため、ボリュームの点で少し工夫が必要となり、まとまりの点で効率性を追求してもらうのかなと思います。そういうところは地区、地区で森林の状況を見て、設定はきめ細かく行っていかなければいけないというのが、今回の私どもなりの反省点ではあるんですけれども、御指摘の四

国局で本当に大丈夫なのかという点については、私自身、高知県の国有林であれば大丈夫というふうに考えてはおります。

○加藤専門委員 私から最後に１点だけ。これは意見というよりも検討してみてくださいというお願いに近いんですけども、中断せざるを得ないという今までの事例はほかにもあるかと思いますが、その場合に受託者から見て、本当に受託者が納得して経費清算を行えたのかという観点で、すなわち俗な言い方で言うと、泣き寝入りを一部しなければいけない状況があったんじゃないでしょうかと。だとすると、その辺をすごく心配すると思うんです。実際のお給料とか払わないといけないわけなので、大きな赤字になってしまう。そういうことをすごく懸念しているんじゃないかという懸念をまさに払拭するためにも、説明会等で説明をきちんと、甲乙協議の上というの一般的な契約であろうかと思いますが、それは甲乙協議の上、本当に誠意を持ってということと特に強調されるといいのではないかと、少しは懸念が払拭されるかなと私はそう考えますので、一応検討してみてください。

○川端課長（国有林野部業務課） 事業者の責に帰さない、帰すというようなところは、通常の事業でも私どもはそこは事業者に責任を持たせていて、例えば、工期が遅れたときには、いわゆる違約金的なものもあるわけですけども、それは事業者の責に帰す、帰さないを判断して行っています。今御指摘がございましたので、そういった事例もこれまでの単年度事業で少し調べてみまして、特に３か年事業ですので、そういった懸念が障害になるか、ならないかについては、いろいろと検討させていただきたいと思います。

○小林副主査 この間、希少生物とかが発見されましたけれども、事業開始前であればそこは入れないというところになります。事業開始後にそういうものがわかったときにはどういう危険負担になるのかということなんでしょうね。

○川端課長（国有林野部業務課） 実は、今ここに入る前にその話をしていまして、猛禽類の営巣が確認されているところは最初から外しますし、また、私どもはいろいろな現場を見て回っていて、猛禽類が飛来しているようなところをしっかりと記録するようにしておりますので、猛禽類の飛来情報などがあったところは要注意というか、この事業については避けた方がいいだろうと判断すると思います。

今、御指摘の事業の開始後については、事業者の責に帰さないものだとは思っておりますけれども、それがこの３か年事業にどういう影響を与えていくのかということは、まだ実は十分検討が深まっているわけではございませんので、場合によっては契約等の段階で何か反映させるとか、そういうことが可能なかどうか、そういったことも引き続き検討させていただいて、また御相談なり御審議をいただく機会もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○小林副主査 よろしいですか。

国有林であるがゆえの難しいセンシティブな問題もあるということですので、是非、今回のところでは受託可能な対象区域、業務量ということだと思いますけれども、検討して

いただきたいと思います。

事務局から何か確認することはありますか。

○事務局 特にございません。中断に関しては、次の実施要項等も含めて、あらゆる観点から引き続き検討させていただければと思います。

○小林副主査 それでは、本件につきましては、ただいまいろいろ議論したようなことを見直した上で、また更に多くの課題がありますけれども、早急に一般競争入札によって実施することにして、監理委員会の報告書の作成については私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理していただいた上で各委員に結果を送付していただきたいと思います。

また、林野庁におかれましては、今回の入札結果等を踏まえまして、次回以降の事業実施に向けて実施箇所、入札期間の適切な設定、民間事業者への十分な説明、PR など多くの民間事業者が参加していただくような競争性の確保と創意工夫の発揮という観点から引き続き御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（林野庁 退室）

（国土交通省 入室）

○小林副主査 続きまして、発注者支援業務等について国土交通省のヒアリングを行いたいと思います。

道路、河川・ダムや港湾、空港における発注者支援業務等につきましては、昨年 11 月に議了した実施要項において民間競争入札を実施する単位や業務量、契約期間については、入札公告において示すとともに監理委員会に報告することとしておりますので、本日、国土交通省より御報告いただくことにいたしました。

それでは、道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等につきまして、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室の勢田室長、土地・建設産業局地価調査課公共用地室の森田室長に御出席いただいておりますので、10 分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○勢田室長（大臣官房技術調査課建設システム管理企画室） ただいま紹介いただきました技術調査課の勢田でございます。今から報告させていただきたいと思います。

お手元に、まず報告についてということで、私どもの発注者支援業務を幾つか、例えば、積算技術業務とか工事監督支援業務と分けて報告をさせていただきたいと思います。

まず「1. 積算技術業務」でございます。①～④までいろいろ数字が書いておりましてわかりにくくなっておりますが、まず、①で本年度の入札件数は 169 件あったというと

ころでございます。

②業務量は、2年目ということで昨年度と同様でございますが、後ろの方に一つひとつの業務を書かせていただいております。非常に量が多いので省略させていただきたいと思っております。

③は飛ばさせていただきます、④平成 24 年度の業務総数ということで、まず、平成 23 年度は 252 件ございました。平成 24 年度は 283 件ということで、若干発注ロットを細かくして、更に民間がとりやすくするためということで件数を増やしております。

3 つ目の一番最後に「(80%)」と書いてあります。これは平成 24 年度まで複数年度で契約をした業務件数の割合ということで、ほぼ目標まで達しているという状況でございます。

「2. 工事監督支援業務」につきましても、まず①入札公告した業務数は 388 件でございます。

④平成 23 年度は 578 件だったものが、平成 24 年度は 635 件ということになってございます。この増加理由といたしましては、先ほどと同じように発注ロットを更に細かくして民間にとりやすくしたということに合わせまして、東北地域の復興で非常に工事量が増えたことによるものでございます。複数年契約については、8 割が目標のところが大体 75%程度の目標を達成しました。

「3. 技術審査業務」です。①来年度の業務件数は 81 件を出しました。

④平成 23 年度は 123 件ございました。平成 24 年度は 127 件ということで、これは数はほとんど増えておりません。それから、平成 24 年度も含めまして複数年契約というのが 69%ということで、目標が 8 割だったところ若干少な目にはなっておりますが、ある程度目標は達したと考えております。

「4. 用地補償総合技術業務」でございます。①入札件数は 33 件。

④平成 24 年度の業務総数でございます。平成 23 年度は 48 件ございましたが、平成 24 年度は 43 件という形で若干減っております。複数年契約の割合は 37%ということで、もともと用地というのは相手がある話ということで、複数年で契約するのはなかなか難しい特徴がございましたので、ある程度の目標、ここまでに至っております。

「5. 河川巡視支援業務」。①入札件数は 65 件でございます。

④平成 24 年度業務総数ですが、平成 23 年度に 117 件であったのが、平成 24 年度は 120 件ということで、これもほぼ同数になっております。複数年契約は 95%ということで、これは原則全部を複数年契約しましょうということで、若干例外はありましたが、ほぼ目標を達しているのではないかと考えております。

「6. 河川許認可審査支援業務」でございます。入札件数は 16 件。

④業務総数は平成 23 年度が 28 件、平成 24 年度は 29 件と、これもほぼ同数になりました。複数年契約の割合は 90%になっております。

「7. ダム管理支援業務」。入札件数が 54 件でございます。

④平成 23 年度の契約業務は 86 件、それに対しまして平成 24 年度は 92 件ということで若干増加しております。複数年契約の割合は 91%ということになっております。

「8. 堰・排水機場等管理支援業務」でございます。①入札件数は 18 件。

④平成 23 年度の契約業務数 21 件だったものが、平成 24 年度は 25 件ということで、複数年契約の割合は 80%になります。

この辺りの複数年年度の契約目標値は、まず 100%に達していません。特に、堰・排水機場については 80%と若干少な目となっていますが、中身を見ますと、特に堰・排水機場につきましては、これも東北の震災地の部分なんです、通常今まで県が管理していたものを権限代行ということで、今、県が非常に大変だということで国が引き取って管理をしている箇所がございます。そういうところについては、復興でバタバタしていますので、複数年でどういう状況になるかわかりませんので、単年度での発注をさせていただいたという形もありまして、若干目標が下がっているというところでございます。

「9. 道路巡回業務」でございます。入札件数は 3 件。

④平成 23 年度は 7 件契約がございまして、平成 24 年度も 7 件でございます。これにつきましては、複数年契約は 100%となっております。

「10. 道路許認可審査・適正化指導業務」。①入札件数は 85 件でございます。

④平成 23 年度の契約業務は 161 件、平成 24 年度につきましては 165 件、これも余り数は変わらない。複数年契約の割合は 98%ということになっております。

以上です。非常に簡単で恐縮でございますが、説明に代えさせていただきたいと思えます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問・御意見をお願いいたします。

○加藤専門委員 用地補償総合技術業務なんですけれども、確かに相手方がいるということで、これは複数年契約を合わせると件数が減少している。単年度契約の件数で比較するとどうかというと、2 ページの 4 の④を見ているんですが、平成 23 年度の単年度の件数が 48 引く 10 で 38 件という計算でよろしいですか。そうしますと、平成 24 年度の総数が 43 件で、そこから 16 件を引けば平成 24 年度単年度の件数ということですか。そうすると、38 件から 27 件に減っていると読み取れるという理解でよろしいですか。その減少している理由はどういうところにあるんでしょうか。

○森田室長（土地・建設産業局地価調査課公共用地室） 単に予算上や事業上の理由です。

○加藤専門委員 それは制度的な理由ということですか。何かほかに個別の特殊事情があって減少したということではなくて。

○森田室長（土地・建設産業局地価調査課公共用地室） 年によって、どれだけ用地を買い取るかとかそういう事情に左右されますけれども、予算配分が減れば発注量も減りますので、そういうことです。

○加藤専門委員 逆に言いますと、技術審査業務ですとかほかの業務については、今おっ

しゃったような背景はなくて、用地補償総合技術業務については特別にそういう理由があるという理解でよろしいですか。

○勢田室長（大臣官房技術調査課建設システム管理企画室） 工事などは予算が変動しますので、それに応じて若干は変動しますが、相当程度はほとんどこういう形で業務で出すような体質になっています。

用地につきましては、基本的に職員がおりますので、基本は職員がやりながら、ただ案件によって地権者が相当多くなってしまう案件がありまして、そういうときにこういう補助的な形で出すという仕組みになっていますので、その年度、年度で地権者がどのくらい多いとか、逆に直営の我々の職員の方がどれだけ体制を組めるのかで大体数というのは大分変動してくるということで、若干特徴が変わってくるということでございます。

○加藤専門委員 数字が大きくぶれたとしても、上限があったとしてもおかしくはないと、合理的な理由があるんだという理解でよろしいですか。わかりました。

○逢見副主査 まだ入札公告の後の段階ですから、全体として評価するレベルまでいっていないと思いますけれども、当初想定された複数年契約の導入比率とか発注単位の見直しなどは大体見通しどおりできていると理解しますので、これで競争性が働いて、よりいい形での入札が行われることを期待しております。

○小林副主査 それでは、今、委員からもコメントがありましたけれども、競争性が働きますように、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

事務局から確認すべきことはございますか。

○事務局 特別にございません。

○小林副主査 それでは、国土交通省におかれましては、本事業の円滑かつ適切な実施に努めていただきますとともに、今後の民間競争入札の実施に向けて競争性の確保と民間事業者の創意工夫の発揮の観点から、引き続き御検討いただきますように、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

（国土交通省 担当者入替え）

○小林副主査 それでは、続きまして、港湾、空港における発注者支援業務につきまして、国土交通省港湾局技術企画課、大脇課長に御出席いただいておりますので、民間競争入札の単位等について 10 分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大脇課長（港湾局技術企画課） お世話になっております。ただいま御紹介いただきました国交省港湾局の大脇と申します。港湾、空港関係の発注者支援業務につきまして御報告を申し上げます。

発注者支援業務の実施要領につきまして、昨年 11 月 30 日の委員会で御了承いただいたところでございまして、業務量、入札単位、契約期間につきまして、入札公告後速やかに報告することになっております。今回、平成 24 年度当初の 4 月上旬ごろに契約予定の業務につきまして、入札公告を行いました結果をとりまとめましたので御報告を申し上げます。

す。

○奥田室長（港湾局技術企画課建設企画室） それでは、建設企画室長の奥田でございます。私の方から中身を御説明させていただきます。

資料1ページに、入札単位設定の考え方、報告の概要とございますが、3ページ以降の表を見ながら聞いていただいた方がわかりやすいかと思しますので、一行一行は御説明いたしませんけれども、代表的に御説明させていただきます。

まず、表の上、業務量という欄が4つに分かれておりまして、前回、業務の種類ということで4つに分けて御説明させていただいたものが、そこに書いてございます。技術審査補助、発注補助、品質監視補助及び施工状況確認補助、監督補助の業務。これら4つの業務につきまして、左の欄を見ていただきますと、局名では一番上、東北地方整備局で本局ですとか事務所とか、いわゆる実施機関ごとになるべくロットは分けた方が業務は受けられやすいだろうということで出していくというのが基本的な考え方でございます。

1行ごとが1つずつの入札の案件ということになります。

一方で、余りにも1年間を通じて業務が一部分しかないですとか、偏っているということになりますとかえって取りにくくなるということで、平準化という観点、業務の中身にもよるんですが、これを取り入れて4つの業務をそれぞれ組み合わせた上で発注するという機関が、大部分ですけれども、ございます。したがって、案件ごとに4つの業務の内訳を示すような表でお示しさせていただいているということでございます。

例えば、4つの業務それぞれについてどういう記載になっているかを御説明いたします。

まず、一番上の東北地方整備局、本局、技術審査補助業務とございます。これは技術審査補助だけを東北地方整備局の本局が発注するということになっておりまして、技術審査補助というのは、発注のときに応募者に求める技術提案の内容を審査するための資料をお手伝いただくものでございます。これは技術提案いただくような工事というのはほとんど本官工事ということで、本局で発注するというシステムになっておりますので、これは本局に置いて業務を調達するという仕組みでございます。これについては、業務量が相当ございまして年間を通じてありますので、一本でお出しするという考え方でございます。

業務量をどのようにお示ししているかということ、その欄にございます例えば、工事件数24件、扱う工事の件数を示してございます。実際にこれはふたを開けてみないとわからないところもございますが、大体実績程度ということで、入札希望参加者がどれくらいになるか、大体1件辺り8者くらいになっていると思います。提案を求める項目というのは工事によって3項目とか4項目とか決まっておりますので、それに乗じる形になりますけれども、技術提案項目数で業務量を見ていただくという入札の説明資料になっております。

続きまして、発注補助の上から5番目に、東北地方整備局八戸港湾・空港整備事務所の案件がございます。こちらにつきましては、工事の積算の資料をつくっていただくことになりますけれども、例えば、この業務につきましては、対象件数、これも工事の件数、例

えば 17 件をやっていただくということになります。

この場合は全部当初件数ということで、うち変更件数が「一」になってございますが、この変更件数というのは工事を一旦発注した後で、変更契約をする場合が結構な数ございますので、既に予定されているもの、あるいはある程度想定してその分をお示ししています。実際に当初の工事の積算と、その変更の積算というのは業務量が変わりますので、これは内訳を示すことで業務をわかりやすくするという示し方でございます。

同じ案件につきましては、これだけだと非常に部分的な業務になるということで、併せて品質監視補助を発注すると。品質監視補助というのは、現場に実際に出て施工状況の確認をするという行為の補助業務ということになりますので、こちらも同様に対象となる工事の件数。それから、現場に出ることになりますので、工期と必要人数、12 か月で 48 月・人ということですので、大体 4 人ぐらい必要となるような業務ですよという示し方をします。人数は参考でございまして、人を派遣していただくための業務ではございませんので、これは目安ということになりますけれども、こういったものを入札の折に示させていただいているということでございます。

必要な業務量という意味では、監督補助も同じような考え方になっておりますので、監督補助の欄も品質監視補助等と同じ考え方でお示ししているという状況でございます。

今回から市場化テストを導入していくに当たりまして、併せて 2 か年の契約業務も導入していくことにさせていただいておりますので、履行期間の区分、単年度または 2 年国債と書いてあるものに、その区分を書かせていただいております。2 年国債と書いてあるものが 2 年契約。単年度は単年度。民間参入を促進するという意味では、全面的に最初からやるのがいいんですが、2 年に 1 回の発注事務で偏るということになりますと、発注者も受注者もどちらも変動制が出ることになりますので、互い違いの発注にしようという方針を入れます。

それから、我々は 2 年国債で業務を発注するというのが初めてでなれていないこともあって、少し様子を見ながらやりたい部分もあるのでバッファーを用意するというので、今回 4 割ぐらい、次回 4 割ぐらい、全体で 8 割で、すき間を少しつくっておいて様子を見ながらやりたいなど、こんな予定を考えてございます。

実際に今回、2 年国債になっているものは全体の中の目標 4 割のところですけども、3 割程度になっております。ただ、これは震災関係の業務、この分が単年度の業務として出てきて、最終的には 2 年程度で大部分がなくなってくるということもありますので、この分を除きますと大体 4 割ぐらいになっているんですけども、結果として 3 割ぐらいになっているという状況でございます。

1 ページ目に戻っていただきますと、報告の概要に①②③と書いてあるところにつきましては、今、口頭で表を見ながら御説明させていただいた内容を書かせていただいております。

2 ページ目でございます。今回、発注者支援業務といたしましては全数が 142 件になっ

てございますが、ほぼ昨年と同程度の件数になってございます。うち2年国債が47件ということで、先ほど説明した3割程度というのは、そのことでございます。

最後に、各業務ごとの契約期間を業務の種別あるいは組合せごとにお示ししている表でございます。ごらんのとおりではございますが、1点だけ補足的に御説明いたしますと、各業務毎の部分で見ていただきますと、①②③④とありまして、④の品質監視補助及び施工状況確認補助業務が単年度と2年国債でいくと、他の補助業務に比べて2年国債の割合が多くなってございます。実はその上の③監督補助業務については、既に民間の方がほとんどとられているという傾向がありますので、同じ現場系の業務が一番民間さんも入りやすいのではないかとということで、④の現場系の業務については特に2年国債を意識的にやや多目にして応募しているという状況でございます。

資料の説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問・御意見をお願いいたします。

○加藤専門委員 基本的なことで恐縮なんですけれども、2ページの下の方、一番最後の御説明で④は複数年契約の件数が多いと。それは現場に近いお仕事が多いからと。③は3件ですよね。③も現場に近いようなイメージでとらえたんですが、そうでもないんですか。

○奥田室長（港湾局技術企画課建設企画室） ③は既にほとんど民間さんがとられている業務で、ある程度定着してきているかなという思いがございまして、それよりも比較的同類の業務でまだなかなか進んでいないところを2か年にすることで、そっちも是非、出てきていただきたいという考え方をとったところでございます。

○加藤専門委員 よくわかりました。

もう一点よろしいですか。1ページ目の③契約期間のところ、2か年度の契約期間を設定した業務は47件、目指すのは約8割程度と書いてあるんですけども、8割というのはすごく高いなというイメージがあったんですが、これは現実可能性が十分あるという趣旨でしょうか。

○奥田室長（港湾局技術企画課建設企画室） 先ほども申し上げましたとおり、想定している通常業務に加えて、震災復旧工事の業務が乗ってきておりまして、これは全部単年度分で考えております。実は、復旧工事も基本的に2年で終わると。そうすると、発注も2年目の前半ぐらいで終わるという業務量を想定いたしますと、次回の2か年分については、もうちょっと通常工事分の増による2か年の契約になるかなと思っておりますので、安定してくる状態という意味では8割近くまでいけるのではないかと考えております。

○加藤専門委員 わかりました。

○逢見副主査 これもまだスタートしたばかりの状況なので、全体的な評価はこれからになると思いますが、業務量とか入札単位とか契約期間については、おおむね当初見込んだ内容のもので発注がなされているのではないかと思いますので、これで是非、競争性を発揮して、よりよい公共サービスとなるように努力したいと思っております。

○小林副主査 よろしいですか。それでは、時間になりましたので、港湾、空港における発注者支援業務のヒアリングはこれまでにしたいと思います。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、国土交通省におかれましては、本事業の円滑かつ適切な実施に努めていただきますとともに、今後の民間競争入札の実施に向けて、競争性の確保と民間事業者の創意工夫の発揮の観点から、引き続き御検討をお願いいたします。本日はありがとうございました。